

八戸市学校給食条例

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号）に基づく学校給食（以下「学校給食」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(学校給食共同調理場の設置)

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき学校給食共同調理場を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 位置

八戸市立学校北地区給食センター	八戸市石堂三丁目8番6号
八戸市立学校東地区給食センター	八戸市大字大久保字浜長根3番地1
八戸市立学校西地区給食センター	八戸市北インター工業団地二丁目2番1号

(学校給食の実施の対象)

第3条 前条の学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）の学校給食は、別表に掲げる学校の児童及び生徒を対象として実施する。

(給食費)

第4条 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者は、八戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定める給食費を納付しなければならない。

(学校給食審議会)

第5条 学校給食の運営を適正かつ円滑に行うため、八戸市学校給食審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、教育委員会の諮問により学校給食の運営について審議し、その結果を教育委員会に答申する。
- 3 審議会は、学識経験者、学校長その他教育関係者及び教育委員会職員のうちから教育委員会が委嘱又は任命した委員をもって組織する。
- 4 前項の委員の定数は、19人以内とする。
- 5 審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

(委任事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、学校給食について必要な事項は、教育委員会が定める。

別表（第3条関係）

区 分	八戸市立学校 北地区給食センター	八戸市立学校 東地区給食センター	八戸市立学校 西地区給食センター
学校給食 の実施の 対象とな る学校	八戸市立吹上小学校 八戸市立中居林小学校 八戸市立柏崎小学校 八戸市立小中野小学校 八戸市立江陽小学校 八戸市立湊小学校 八戸市立青潮小学校 八戸市立第一中学校 八戸市立第三中学校 八戸市立小中野中学校 八戸市立江陽中学校 八戸市立湊中学校	八戸市立白銀小学校 八戸市立白鷗小学校 八戸市立白銀南小学校 八戸市立町畑小学校 八戸市立鮫小学校 八戸市立種差小学校 八戸市立大久喜小学校 八戸市立金浜小学校 八戸市立新井田小学校 八戸市立旭ヶ丘小学校 八戸市立白銀中学校 八戸市立白銀南中学校 八戸市立鮫中学校 八戸市立南浜中学校 八戸市立大館中学校 八戸市立東中学校	八戸市立八戸小学校 八戸市立城下小学校 八戸市立長者小学校 八戸市立囀南小学校 八戸市立根城小学校 八戸市立白山台小学校 八戸市立西白山台小学校 八戸市立江南小学校 八戸市立田面木小学校 八戸市立下長小学校 八戸市立城北小学校 八戸市立高館小学校 八戸市立根岸小学校 八戸市立是川小学校 八戸市立三条小学校 八戸市立西園小学校 八戸市立明治小学校 八戸市立桔梗野小学校 八戸市立轟木小学校 八戸市立多賀小学校 八戸市立多賀台小学校 八戸市立豊崎小学校 八戸市立南郷小学校 八戸市立島守小学校 八戸市立第二中学校 八戸市立長者中学校 八戸市立根城中学校 八戸市立白山台中学校 八戸市立下長中学校 八戸市立北稜中学校 八戸市立是川中学校 八戸市立三条中学校 八戸市立明治中学校 八戸市立市川中学校 八戸市立豊崎中学校 八戸市立中沢中学校 八戸市立島守中学校

八戸市学校給食審議会規則

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、八戸市学校給食条例（昭和40年八戸市条例第37号）第5条第5項の規定に基づき、八戸市学校給食審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長1人及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、あらたに任命が行われた後最初に招集すべき審議会の会長の職務は、八戸市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が行う。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会に、その所掌事務を分掌させるため、会長の定めるところにより、部会を置く。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長は、部会の審議に当たっては、教育長の委嘱した関係者から意見を聞くものとする。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

7 前条の規定は、部会の会議に準用する。この場合において、同条第1項ただし書中「八戸市教育委員会教育長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、八戸市教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会にかかって定める。